

新型コロナウィルス感染症拡大 家計急変の場合に提出していただく「公的証明」について

※以下の証明の提出はコピーで構いません。

※令和2年度ではなく令和3年度に受けた支援の公的証明が必用です。

	制度名称	主な実施機関	備考
1	・新型コロナウィルス感染症特別貸付 ・小規模事業者経営改善資金(新型コロナウィルス対策マル経融資)	日本政策金融公庫	事業主の方向け
2	・生活衛生新型コロナウィルス感染症特別貸付 ・生活衛生改善貸付(新型コロナウィルス対策衛経) ・新型コロナウィルス感染症に係る衛星環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫	事業主の方向け
3	危機対応融資	商工組合中央金庫 日本政策投資銀行	事業主の方向け
4	セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号 危機関連保証	信用保証協会	事業主の方向け
5	小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	(独)中小企業基盤整備機構	事業主の方向け
6	小学校休業等対応支援金	厚生労働省 都道府県労働局	保護者の休業支援
7	・緊急小口資金 ・総合支援資金(生活費支援)	社会福祉協議会	業種限定なし
8	厚生年金保険料・労働保険料納付猶予	厚生労働省 日本年金機構	事業主の方向け
9	・国民健康保険料納付猶予 ・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体	業種限定なし
10	国税・地方税の納付猶予	国税庁 地方公共団体	業種限定なし
11	持続化給付金	経済産業省 中小企業庁	事業主の方向け